

日本年金機構

主要各国の年金制度

最終更新日時：2013年12月20日

	年金制度への加入対象者			老齢年金の受給要件	
	被用者	自営業者	無業の人	受給開始年齢	最低加入期間
日本	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり (20歳～)	65歳 (国民年金) 60歳 (厚生年金保険)	25年
ドイツ	加入義務あり	職種により、 加入義務あり	加入義務なし	65歳1ヶ月(※1)	5年
イギリス	所得により、 加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	男性 65歳 女性 61歳 (※2)	男性 11年 女性 9.75年 ※2010年4月6日以降に 65歳を迎える人につい ては1年
韓国	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり (27歳～)	60歳(※3)	10年
アメリカ	加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	66歳(※4)	10年
ベルギー	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	65歳(※5)	なし
フランス	加入義務あり	職種により、 加入義務あり	加入義務なし	60歳(※6)	なし
カナダ	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務あり	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務あり	(OAS) 加入義務あり (CPP) 加入義務なし	65歳	老齢年金(OAS) カナダ国内在住10年 カナダ国外在住20年 退職年金(CPP)なし
オーストラリア	(SG) 加入義務あり	加入義務なし (任意)	加入義務なし	男性 65歳 女性 64歳6ヶ月 (※7)	10年(うち5年は連続)
オランダ	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり	65歳(※8)	なし
チェコ	加入義務あり	加入義務あり	一部加入義務あり	(※9)	26年
スペイン	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	65歳(※10)	15年(※11)
アイルランド	所得により、 加入義務あり	所得により、 加入義務あり	加入義務なし	66歳(※12)	5年(260週) (和暦が2012年4月6日 以後に開始される場合 10年(520週)に引き上 げ)
ブラジル	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	男性 65歳 女性 60歳	15年
スイス	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり	男性 65歳 女性 64歳	1年
ハンガリー	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし	62歳	15年

※1 1964年より後に生まれた者の受給開始年齢は67歳(1965年より前に生まれた者は2012年から2029年にかけて65歳から67歳へ段階的に引き上げられる。2024年までは1年毎に1ヶ月、2025年からは1年毎に2ヶ月引き上げられる。)

※2 女性の受給開始年齢は、2010年から2018年11月にかけて段階的に65歳まで引き上げられる。さらに、2020年から2046年にかけて男女とも68歳まで引き上げられる。

※3 2013年に61歳、以降5年毎に1歳ずつ引き上げられ、2033年に65歳となる。

- ※4 2027年までに、受給開始年齢を67歳へ段階的に引き上げ中。
- ※5 在職期間が35年を超える場合、60歳からの受給可能。
- ※6 2011年7月1日より、1951年7月1日以降生まれの方は、受給開始年齢が2017年までに段階的に60歳から62歳へ引き上げられる。
- ※7 女性の支給開始年齢は1995年より60歳からの引き上げ移行措置中であり、2014年7月に65歳となる。男女とも2017年7月1日から2023年7月1日までの間に段階的に増加して67歳となる。
- ※8 2012年7月から2023年までに段階的に月単位で67歳に引き上げられる。
- ※9 老齢年金:62歳6ヶ月(男性)で加入期間28年以上、61歳4ヶ月(女性)で加入期間28年以上、または67歳6ヶ月(男性)66歳4ヶ月(女性)で加入期間18年以上。(退職年齢と必要加入期間は段階的に引き上げられ、2030年には65歳になり、加入期間は2019年に35年以上となる)。
- ※10 2013年から2027年にかけて67歳に引き上げられる。
- ※11 退職直前15年間のうち2年以上の連続期間が必要。
- ※12 2021年までに67歳に、2028年までに68歳に引き上げられる。

主な情報源：

-国際社会保障協会「世界の社会保障制度一覧」"Social Security Programs Throughout the World" International Social Security Association

-各国担当官庁ホームページ 他

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号